

国土調査の指定

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により公表する。

島根県知事 丸山 達也

| 国土調査として<br>指定した年月日 | 調査を行う者の<br>名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間                                |
|--------------------|---------------|---------|----------------------------------------|
| 令和 7 年 5 月 20 日    | 松江市           | 西浜佐陀（1） | 令和 7 年 6 月 1 日から<br>令和 10 年 3 月 31 日まで |